

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月1日(火) 午後1時30分から午後2時29分

2. 開催場所 宇和島市総合福祉センター4階大ホール

3. 出席委員 (46名)

会長 9番 小清水 千明
会長職務代理者 24番 山本 一也

農業委員	1番	赤松 俊雄	2番	赤松 利彦
	3番	今西 功尚	4番	上田 一徳
	5番	大島 博雅	6番	大塚 武司
	7番	黒田 義人	8番	河野 順子
	10番	末光 亨		
	12番	竹葉 邦政	13番	谷本 宏明
	14番	玉木 邦英	15番	土居 喜三郎
	16番	富永 文夫	18番	藤岡 功
	19番	松本 武雄	20番	三好 春樹
	21番	薬師寺 悦子	22番	安並 繁行
	23番	山口 一光	25番	渡邊 与志樹

最適化推進委員	1番	赤松 利秋	2番	井上 和久
	3番	氏原 邦弘	4番	梶原 茂夫
	5番	河野 勇一郎	6番	佐々木 新仁
	7番	滝澤 宇佐夫	8番	瀧水 朝男
	9番	土居 和宏	10番	中尾 美千代
	11番	中村 満永	12番	西村 守
	13番	萩森 役義	14番	畠山 幸男
	15番	平山 喜代重	16番	廣見 正信
	17番	細川 一男	18番	宮口 卓士
	19番	森 松実	20番	山本 豊紀
	21番	吉見 一弥	22番	和田 恵子
	23番	渡邊 鉄雄		

4. 欠席委員 (1名)

農業委員 11番 清家 儀三郎

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

13番 谷本 宏明 14番 玉木 邦英

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第6条2第1項の規定による報告について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約

通知について

報告第4号 農地原形変更届出書について

報告第5号 諸証明について

報告第6号 農地法第4・5条許可について

(令和4年1月15日～令和4年2月15日までの事務局処理事案)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第3号 農地移動適正化あっせん基準の一部改正について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市
農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	今西 愛典
農地係長	濱田 英樹	主任	藤部 尚子
主査	中川 弘徳	事務補助	山本 真由実

7. 産業経済部職員

農林課長 和田 恵朗

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモード等への変更をお願いいたします。

《 会 長 》

現在の出席人数は農業委員23名、農地利用最適化推進委員23名であります。
定足数に達しておりますので、令和4年3月定例総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは始めに小清水会長より、ご挨拶をお願いいたします。

《 会 長 》

皆さん、こんにちは。今日は雨が降りまして、皆さんも穏やかにゆっくりと1日過ごされたのではないかな、という風に思っております。やっぱり今頃の雨が十分に無いとですねデコポンに焼けが出るというような事を、熊本でそういう研究している成果が出ておりますし、やはり降る時には降ってもらわないけんし、照る時には照ってもらわないけんというのが農業の基本でございます。

今、世界を見まわしますと、コロナの中ではございますが、北京オリンピックが終わ

りましてやっと一息かなと思えば、今度はロシアがウクライナに侵攻という事でございまして、本格的な戦争という状況をテレビで見る訳でございまして。まさかこういう事が起こるとは思っておりませんでした。戦後というのは日本とドイツ位でですね、体制が一挙に変わりました。ドイツは再軍備化されましてそれなりに陸続きという事もありまして軍事の方は進んでおりますが、日本は、言葉は悪いですが平和ボケの大国になってしまったのかなという感がいたします。その中でロシアは未だに昔からの帝政ロシアを引き継いで国土拡張。アメリカに対して軍備を整えなければならない。というのがロシア人の基本にあるのかなと、特にウクライナはプーチンが育った所でもありますので、どうしてもロシアにウクライナを取り戻したいという気持ちが大きいのではないかなという風に思っておりますが、世界中の人々の考え方が平和というものに対して非常に愛着を持ちだして戦争は悪だという考えが広く広まったようで、核の非核という事もプーチンは言っておりますが、果たしてそれが成り立つのかという事が今は大きな問題になっています。国連が力をどのように発揮していくかというのも今後の世界の動きの中で大きなターニングポイントになってこようかなという風に思っております。そういう風な状況ではございます。またコロナの影響で色々な物が、物価が高くなっているのにこれに拍車をかける。ウクライナは小麦の一大産地でございましてヨーロッパの方に輸出を多くしておりますが、今後の価格も上がるという事は分かっているのですが、それに拍車をかけて他の食料品も一律にどんどん上がっていく。ガソリンはもちろんでございます。そういう風な状況でこれから益々厳しくなっていくなと思っております。ミカン代の方も、去年は味が良かったのもっと高く売れても良いのかなと思うのですが、やっぱりコロナの中でそういう風な事は望めないというような状況でございました。これから先も、不安要素は大変続く訳でございまして、皆さんもお体を大事にして日々の仕事に励んで頂きたいという風に思っております。また米価の方も昨年は2千円位の安値で米作に対する興味といいますか、もう辞めようかとか、転作しようかという風な事が大きな問題になっておるようで、令和4年度の農林省の予算の方も、そういう対策費を計上されておるようでございまして、果たして今の経済状況の中でそれが実を結んでいくのかどうかという事は、非常に不安な要素ではございます。

また、ワクチン接種でございまして2回目が終わりました、今3回目が始まっております。宇和島市の状況ですが、2回目の接種を終わった方が87.2%、65歳以上は94.5%の方が接種を受けられております。ほとんど受けていない方というのは体調といいますか、体がアレルギー体質だとかという風な条件で受けられない人が多いという方がいらっしゃる。そういう中で受けた人はほとんど受けている状況でございまして。また3回目を現在接種しておりますが、全体で18歳以上は40.5%の方が受けられております。その中で65歳以上の方というのはもう7割を超している状況でございまして、それ位になるとワクチンの発生も落ち着いてくるのかなという風な状況で一安心しておりますし、この総会を全員が顔を揃えて開催できるのも一つ嬉しい事かなという風に思っております。

先程申しました令和4年度の予算、衆議院の方では通りまして今月には予算通過になる訳でございまして、今度タブレットを推進委員さんに2人に1台割り当てと言いますか、予算等が付いておりますので、そういう要望を当市からもしております。多分後は

無いんだろうという事ですので、タブレットの有効利用というのもこれから皆様にやっていただければならないという状況になって参ります。

それと、人農地プランにつきましても法定化がされます。そういう中でですね、農業委員会の役割というものが益々大きくなっていくという状況で、地域の農地をこれからどうしていくかという事も問題になって参ります。

先般、長谷川衆議院議員の方にお伺いをいたしましてお願いをして参りました。一つは相続で農家以外の方が持っている。それも地元の方で持っているのなら良いのですが東京の方が持っておると、地元でお亡くなりになった方が奥さんも子供さんも居ない。その妹さんが東京に居られる訳でその方が相続されました。その方も高齢で、代理人に娘婿さんが窓口になってお話しをした訳なのですが、一番にはこっちに来た事がない。農業もした事がない。こっちの田んぼがどうなっているか分からない。という状況でお話をしておりまして、貸借を前の方とやった中でも問題がございまして、非常に難航したのですが、そういう中で今回貸借できたのですが、そういう事はこんな小さな田舎でもあるんだから全国的にはもっともっとあるんだろうなという事を感じております。裁判の件もそうなのですが、貸借をした中で、やっぱり今農地というのは地域の財産である。その財産を守る人が今の内に耕していくと、次の世代に繋げていくという事が大事でございますので、農家以外の方が農地を持った場合には3年以内に売買するのか、貸借契約を結ぶのか、その位の事を国の方で法制化してくれという事をお願いして参りました。すぐには出来ない事ですけども、そうやっていかないと優良農地まで荒らしてしまうという風な状況になりますので、皆様方の努力が無にならないようお願いをして参りました。

また今後ともお気づきの点がございましたら上の方に声を上げたいと思っておりますので、どんどん声をかけて頂いたらと思います。

今日は色々と案件が多ございます。特に補助事業の関係でございますね、貸借契約を延ばせという国からの命令もございましてそういう案件も多い訳ですが十分な審議をして頂きますようお願い申し上げます。長くなりましたが挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

欠席報告をお願いします。

《今西次長》

はい。失礼します。本日は清家農業委員が所要のため欠席でございます。以上です。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人に谷本委員、玉木委員を指名いたします。

まず報告第1号から第6号までを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(報告第1号から第6号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

只今、事務局より報告第1号から第6号までの報告がありました。
何かご質問等ないでしょうか。

(質 問 、 意 見 な し)

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《今西次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

議案第1号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《廣見委員》

失礼します。97番について説明をさせていただきます。〇〇〇〇さんは経営拡大のため物件を探していました所、△△△△さんとの話がまとまり、相手方の要望により所有権移転となりました。何ら問題ないと思います。

《藤岡委員》

失礼します。98番について説明いたします。これは先程の報告第3号にかかる分だと思うのですが、〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子であります。親子間の使用貸借権設定でありますので問題ないと思います。

《松本委員》

99番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さん。今回は□□□□さんの土地を所有権移転という事で売買が成立しました。◇◇◇◇さんの隣接の田んぼでありますので、〇〇〇〇さんが今後作られるという事について何の問題ないと思います。

《氏原委員》

100番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子でございます。□□□□さんが経営を拡大して改植をするために父の◇◇◇◇さんと使用貸借権の設定をするものになります。別に問題ありません。

《梶原委員》

失礼します。101番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子関係であります。新植に伴う補助を受けるための設定で何ら問題ありません。

《竹葉委員》

失礼します。102番についてご説明申し上げます。〇〇〇〇さんと△△△△さんは祖父と孫の関係で□□□□さんは非常に真面目な後継者です。補助事業申請のための使用貸借権設定という事で、何ら問題ないと思います。

《末光委員》

103番、104番、105番について説明させていただきます。

103番、〇〇〇〇さんの土地を息子の△△△△さんが父親の要望及び補助事業申請のため申請が出ております。何ら問題ないと思います。

104番、105番ですが〇〇〇〇さんは親子関係になっております。それで△△△△さんの土地を息子さんの□□□□君が、親の要望と規模拡大という事で柑橘を作るという事です。105番も同じような内容で何ら問題ないと思います。

《黒田委員》

106番から109番までを説明申し上げます。

106番から108番につきましては、借受人はいずれも〇〇〇〇さんで、この方はここにもありますように35歳でまだ非常に若い。元気がある専業農家をしています。先だってこの現地につきましては会長も出てきていただきまして、事務局の方々共々確認をいたしましたら綺麗に手入れをしてありました。そして集落が△△△△地区ではなくて□□□□地区も入っているのですが、比較的この耕作者の近くでございますので何ら問題ないと考えております。

109番でございますが、これはここにありますが借受人が88歳、そして譲渡希望者が92歳とどちらも極めてご高齢でございます。この人につきまして代理人の行政書士の先生にお尋ねしてみました所、借受人の〇〇〇〇さんの方は娘さん夫婦が他所に住んでいましたが、この度△△△△に居を移してこちらに住まわれるようになったと、具体的な経営の方はこの若い方がやる予定で、そういう事をお伺いしましたので何ら問題ないと考えております。

《山本豊紀委員》

110番についてご説明いたします。これは1月に全く同じケースでありました残りという事でございまして、〇〇〇〇さんと△△△△さんとは親戚筋に当たります。この両方で所有権の移転という案件でございます。全く問題ないと考えております。

《河野勇一郎委員》

111番について説明いたします。借受、貸出の〇〇〇〇さんは親子関係であります。補助事業申請のための使用貸借権設定でありますので、何の問題ないと思います。

《上田委員》

112番について報告申し上げます。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子関係であります。非常に熱心に農業をされておられます。何ら問題ないと思います。

《薬師寺委員》

113番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子関係で、補助事業申請のために使用貸借権設定を解約して、改めてされたので、何ら問題ないと思います。

114番の〇〇〇〇さんと△△△△さんは甥と叔父の親戚関係であり、今までずっと□□□□さんがその園地を耕作しておりました。この度、所有権移転という事で話し合いが付いたという事で、何の問題ないと思います。

《滝澤委員》

失礼します。115番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子でございます。家族皆で耕作をされておられますので問題ありません。

116番、117番について説明をいたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親戚関係であります。□□□□さんの息子さんが近い将来、農業をやると聞いておりますので問題ないと思います。

《小清水委員》

118番から122番までご説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子関係でございます。補助事業の申請のために、これまでありました貸借契約を一旦解除して新たに結び直す、期間延長して結び直すという事でございまして、何ら問題ないという風に思っております。また□□□□さんは農協の理事もやられておられて、大変熱心に農業をやられています。息子さんもやられていますので問題ないかと思っております。

119番、〇〇〇〇さんの土地でございますが、この土地を会社の方に貸借するという事で、これも補助事業のために一度貸借契約を解除して新たに期間延長して結び直すというものでございます。

120番、〇〇〇〇さんと△△△△さんですが、これも親子関係でございまして、同じく貸借契約を結び直して、これも補助事業の関係でございまして何ら問題はないという風に思っております。

121番の〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子関係でございまして、これも補助事業の関係で一度解約して、新たに貸借関係を結び直すという事でございます。

122番、〇〇〇〇さんは新規就農者でございます。これは△△△△さんがお亡くなりなしまして、□□□□さんがお父さんになる訳でございますが、お父さんが借りていた土地を解約して、新たに息子さんの◇◇◇◇さんが新しく借りるという事でありまして何ら問題ないと思います。

《赤松利彦委員》

1 2 3 番、〇〇〇〇さんから△△△△さんへの所有権移転です。熱心な方で何ら問題ないと思います。

1 2 4 番、〇〇〇〇さんと△△△△さんの所有権移転です。何ら問題ないと思います。

1 2 5 番、〇〇〇〇さんと△△△△さん。これは親子関係で何ら問題ないと思います。

1 2 6 番、〇〇〇〇さんと△△△△さんはこれも親子関係であります。何ら問題ないと思います。

1 2 7 番、〇〇〇〇さんから△△△△さん。親子関係であります。何ら問題ないと思います。

《土居喜三郎委員》

1 2 8 番について説明いたします。譲渡人の〇〇〇〇さんは以前から体調を崩されており施設に入所されておられます。全然農業ができない状態です。以前から△△△△さんが義理の弟であり、熱心に耕作をされておられて、何ら問題はないと思います。

《 会 長 》

担当委員の説明が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請承認について許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第 1 号は原案のとおり許可することと決定いたします。

続いて、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《今西次長》

(議案第 2 号議案書をもとに朗読、説明)

議案第 2 号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《細川委員》

36番についてですが、〇〇〇〇さんが家を建てる土地を探しておりました所、△△△さんの奥さんと□□□□さんの娘さんが友達でございまして、色々話していたら譲ってやっても良いわいという事になったそうです。それで24日に現地を確認しに会長を始め職務代理、事務局長、事務局の担当者、◇◇◇◇さんらと私とで現地を確認しました。排水ですが赤い線の向こうに道路標識があるのが見えるのですが、あそこら辺に水がありまして右側に植え込みがあるのですが、その住宅がありまして排水の件は別に問題ないと思いますので、家を建てる事に関しては別に問題ないと思います。

《廣見委員》

37番について説明いたします。購入者の〇〇〇〇さんは事業拡大のために隣接者の△△△△さんと話をされ、田を購入され所有権移転となりました。この田は後に造成をして駐車場として活用される事になっております。2月24日に小清水会長を始め事務局の方、そして関係者の方々と現地確認をいたしました。この地域は国土調査が終わっており、境界もしっかりしており何ら問題ないと思われま

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

はい。挙手全委員です。

よって議案第2号は原案とおりに承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号農地移動適正化あっせん基準の一部改正について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《今西次長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。
これより審議をいたします。
どなたかご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。
議案第3号農地移動適正化あっせん基準の一部改正について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員です。
よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。
続いて、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

《今西次長》

(議案第4号議案書をもとに朗読、説明)

議案第4号の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《瀧水委員》

321番について説明いたします。〇〇〇〇さん△△△△さんは賃貸借権ですが、5年間の更新でございますので何ら問題ありません。

《富永委員》

322番の説明をします。〇〇〇〇さんから連絡がありまして、利用権の設定をすという事で、△△△△さんは弟さんになるらしく、以前からずっと耕作依頼をしております更新で何ら問題はないと思います。

323番、〇〇〇〇さんから連絡がありました。△△△△さんから今回も耕作依頼がありまして更新でございます。何ら問題ないと思います。

《黒田委員》

324番でございますが、〇〇〇〇さんが△△△△さんに農地を貸借する、これは

更新でございますし、今までも作っておられ何ら問題ないと思います。

325番、〇〇〇〇さんと△△△△さん。これも何ら問題ないと思います。

《藤岡委員》

326番について説明いたします。〇〇〇〇さんの方から△△△△さんへ、こうした契約が設定されます。□□□□さんは元気にやられておられまして、問題ないと思います。

《中村委員》

327番、328番について説明いたします。

327番は〇〇〇〇との更新で問題ないと思います。

328番も〇〇〇〇さんとの更新なので問題ないと思います。

329番は〇〇〇〇さんが相続をしたのですがよう作らんという事で、隣の田んぼの△△△△さんに作ってもらうようになったという事です。□□□□さんは熱心に農業をされているので問題ないと思います。

330番、331番、332番について説明いたします。3人共新規ですが、〇〇〇〇さん、△△△△さん、□□□□さんは3人も高齢でよう作らんという事で、◇◇◇◇が作るという事です。問題ないと思います。

《細川委員》

333番、334番についてですが、2月の初め頃に〇〇〇〇さんから電話がありまして、△△△△さんと□□□□さんに連絡を取りましたら、また作ってくれという事で話がまとまったそうです。更新でありますので問題はないと思います。

《末光委員》

335番、336番について説明をさせていただきます。利用権を設定する〇〇〇〇〇さんは松山の方なのですが、△△△△さんの水田を□□□□さんにとという事で、新規に耕作するという事で問題ないと思います。

《氏原委員》

337番、338番、339番について説明します。

337番、338番については〇〇〇〇さんが引き続き△△△△さん、□□□□さんの水田を耕作するという事で話がまとまり更新でございます。◇◇◇◇さんは熱心な稲作農家であり問題ありません。

339番について説明いたします。〇〇〇〇さんは経営拡大の為に△△△△さんの土地を使用貸借して柑橘を作るようでございます。□□□□さんは熱心なミカン農家でありますので問題ありません。

《上田委員》

340番、〇〇〇〇さんは非常に若い柑橘農家でありまして何ら問題ないと思いま

す。

341番、これは更新でございます。〇〇〇〇さんは非常に若い後継者でありますので問題ないと思います。

《土居喜三郎委員》

342番について説明いたします。使用貸借権の設定で更新でございます。委員の〇〇〇〇さんが借人ですので私が代わりに説明いたします。更新であり何ら問題ないと思っております。

《薬師寺委員》

343番について説明いたします。〇〇〇〇さんが△△△△さんの園地を今度は新規で耕作するという事になったという事で、□□□□さんからも両方からも連絡がありました。元々◇◇◇◇さんが持っている所の隣の園地という事で、〇〇〇〇さんも便利が良いという事で耕作されるという事を聞いております。何の問題ないと思います。

《赤松利彦委員》

344番、〇〇〇〇さんから△△△△さんへ更新であります。これも問題ないと思います。

345番、これも〇〇〇〇さんから農地を△△△△さんへ更新であります。何ら問題ないと思います。

346番、〇〇〇〇さんから△△△△さんに新規ではありますが、熱心な方で問題ないと思います。

347番、〇〇〇〇さんから△△△△さんへ更新であります。問題ないと思います。

348番、〇〇〇〇さんが△△△△さんへの更新であります。何ら問題ないと思います。

349番、〇〇〇〇さんが△△△△さんへ新規と更新であります。熱心な方で問題ないと思います。

350番、〇〇〇〇さんから△△△△さんへの更新であります。これも問題ないと思います。

351番、〇〇〇〇さんから△△△△さんへの新規であります。これも問題ないと思います。

352番、〇〇〇〇さんと△△△△さんとの新規であります。熱心な方で問題ないと思います。

353番、〇〇〇〇さんと△△△△さんとの新規であります。熱心な方で問題ないと考えております。

354番、〇〇〇〇さんから△△△△さんに新規であります。これも問題ないと考えております。

355番、〇〇〇〇さんから△△△△さんへの新規であります。熱心な方で問題ないと考えております。

《宮口委員》

失礼します。356番ですが、〇〇〇〇さんの土地を△△△△さんが借り受けるという事で更新です。連絡がありまして、今回モノレールの補助事業を出しておりますので、20年借りるという事で何ら問題ありません。

《森委員》

357番、柑橘で〇〇〇〇さんから△△△△さんへ、□□□□さんは学校の先生で耕作しておりませんので、◇◇◇◇さんはちょっと年齢はいつていますが息子さんと一緒にやっておりますので問題はありません。新規と更新です。

358番から364番、水稻で全部新規です。高齢だったり、地元に住なかったり、田んぼを離すという事で一遍に〇〇〇〇が引き受けております。△△△△は地元で熱心な方ですので何ら問題ないと思います。

365番、これは〇〇〇〇さんから△△△△さんへ更新です。

366番、〇〇〇〇さんが△△△△さんをお願いをするという事で、□□□□さんは農業をしていませんので◇◇◇◇さんに、ちょっと年齢はいつていますが息子さんが一緒にやっておりますので問題ないと思います。

《小清水委員》

367番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは、家が丁度隣でございまして、畑も隣接しております。□□□□さんは心臓の方が悪くて離農もしております。それで◇◇◇◇さんに頼んで畑を作ってもらっております。〇〇〇〇さんは非常に真面目にやっております、面積は多少広い訳でございしますが、畑地の山を辞められまして地元一本で農業をされております。何ら問題ないと思います。

《谷本委員》

368番から説明をいたします。〇〇〇〇さんが△△△△さんの農地を借りておられます。年齢的には70歳を越えておられますけれども、息子さんが後継者として頑張っておられますので何ら問題ありません。

369番、〇〇〇〇さんが△△△△さんから賃貸借権設定です。□□□□さんは熱心な後継者でございまして、何ら問題ないと思います。

370番、〇〇〇〇君が△△△△さんの土地を借りるようになってございまして、□□□□君は後継者としてミカン作りをやらせております。経営拡大という事で何ら問題ありません。

371番、372番、373番、374番ですが、4件については更新でございまして。経営の拡大で熱心にミカン作りをやらせておられます。何の問題もありません。

《滝澤委員》

375番について説明をいたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親戚関係でございまして。□□□□さんは少し高齢になったので、作れるリーダー的な存在の◇◇◇◇さんが耕作をする事になりました。親子で日々ミカン作りをされておられますので

問題はないと考えます。

376番について、これは更新であります。設定を受ける〇〇〇〇さんは地元でも大きい農家であり、非常に熱心に農業に取り組んでおられます。今までどおり耕作するという事なので問題はありません。

《渡邊鉄雄委員》

377番について説明させていただきます。〇〇〇〇さんから△△△△君へという事で、これについては更新ですので何ら問題ありません。

《赤松俊雄委員》

378番、〇〇〇〇さんから△△△△さんに新規ですが、□□□□さんは誰か作ってくれる人を探していたのですが、◇◇◇◇さんが作るという事で〇〇〇〇さんに貸す事になりました。

379番、〇〇〇〇さんから△△△△さんへ、□□□□さんは高齢ですのでよう作らなくなりまして、◇◇◇◇さんが作るという事です。

380番、〇〇〇〇さんから△△△△さんに、□□□□さんは若いのですが作ってくれる人を探していたのですが、◇◇◇◇さんが経営規模拡大で作るという事です。

《山本豊紀委員》

381番について説明いたします。これは更新ですし、今、園地を借りています〇〇〇〇さんは、非常に熱心に農業をやっておりますので何ら問題ないと思います。

382番、〇〇〇〇さんの園地を△△△△君が、383番も同じなのですが今まで□□□□さんの園地は他の方が当たられていたんですが、お亡くなりになられて後継を捜していた所、◇◇◇◇君、この方は若くて非常に熱心にミカン作りをされている方ですが、その方が当たるという事になりました。

382番は更新ですが、383番は新規という事になります。

384番、これは今の〇〇〇〇さんが△△△△さんの園地を借りるという事でございまして、更新でありますので全く問題ありません。

385番、〇〇〇〇さんの園地を△△△△さんが作られるという事ですが、□□□□さんはちょっと怪我が元で今は施設に入っております、ミカン作りが出来ないという事で、親戚筋の◇◇◇◇さんが作られるという事で新規でございます。何ら問題ないと思います。

《黒田委員》

27番、ご高齢になられました〇〇〇〇さんが、土地の耕作を辞めて土地を手放すという事で、△△△△さんと□□□□さんとの協議が整い、◇◇◇◇さんご自身は非常に熱心で意欲的な方であり責任感強い方ありますので何ら問題ないと思います。

《山本豊紀委員》

28番、これは〇〇〇〇さんの樹園地を△△△△さんに売るという案件になります。

□□□□さんは、ご主人を亡くされて農業が出来ないという事で、◇◇◇◇さんがそれを買取るという話で話がまとまった案件でございます。まったく問題ないと思います。

《河野勇一郎委員》

29番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんの間で売買という事ですが、利用権設定を受ける毛利さんは、これまでも□□□□さんの土地を耕作されてきました。十分に熱心に耕作をされておられますので何も問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の説明が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

他に意見がないようですので採決をいたします。

ここで農業委員会等に関する法律第31条に基づきまして、赤松俊雄委員、薬師寺委員、渡邊鉄雄委員の退席を求めます。

..... 赤松俊雄委員、薬師寺委員、渡邊鉄雄委員退席

採決をいたします。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。

赤松俊雄委員、薬師寺委員、渡邊鉄雄委員の入室を認めます。

..... 赤松俊雄委員、薬師寺委員、渡邊鉄雄委員入室

以上で令和4年3月定例総会の議案を終了いたします。